

★母子福祉手当の支給

児童一人に一万二千円

手続きは六月末日までに

交通遺児手当をつけている人を除いた母子家庭に、四月一日から児童一人につき月額千円の母子福祉手当が支給されることになりました。

これは昨年十二月に行なった市长への手紙でも母子福祉に関する十九件の意見・要望の中で、「母子手当を……」という声は十二件もあり、「市民の生命とくらしを守り、とくに子ども、おとしより、心障害者の方々に対しても心のかよった福祉行政を行なつ」という市政方針などから支給することになったのです。

母子世帯の母は、生計をたてるための仕事と家事、育児の二重の生活苦労を重ねてお、こうした実態をとらえて、交通事故で父を失った児童とその他の理由で父をなくした児童とは経済的、精神的には変わりなく、母子世帯の福祉向上をはかるため母子福祉手当支給条例が制定されました。

母子福祉手当を受ける資格は、義務教育終了前の児童を扶養、

引き続いて一年以上市内に住むこと、となっています。支給を受けるための手続きは、戸籍の謄本、住民票の謄本と印鑑を持って福祉事務所社会係へおいでください。

昭和五十一年三月三十日以前に母子手当を受ける資格のあった人は、本年度においては六月三十日までに手続きすれば四月から手当を受けることができます。六月三十日以後に手続きをすると、手続きをした月からの分を支給されることになりますので六月三十日までに手続きをしてください。

手当は毎年、年度末の三月に支給します。

受給者は、住所を変更したとき、児童が義務教育を終了したときは社会係へ届け出してください。

両親を失った(交通事故をのぞく)児童を扶養している人も保護者として母子福祉手当を受けることができます。

それによりますと、四十九八年八月一日現在で、母子世帯の母の年令は三十歳~三十九歳が最も多く五十五人。四十歳~四十九歳が四十六人。二十歳~二十九歳が十一人となっています。

母子世帯になつた理由は、病死

が十二人、離別四十一人、交通事故故十三人。

仕事は農業にたずさわっている人が三十人で一番多く、つづいて会社一般事務の二十二人となつています。

年間所得は、六十万円~八十

万円が最も多く三十六人、ついで〇~二十万円二十二人、二

十万円~四十万円二十一人、四

十万円~六十万円十七人。

子供の年令は、六歳~十五歳

が百人、十六歳~十七歳が二十

四人、〇歳~五歳が十八人、十

一歳~三歳が三十一人。

その他利用した

ことがない」六十八人といつた状況になつています。

母子家庭のための相談員は次の

人たちです。

赤十字社は、人道、博愛の精神をもとにする各種の奉仕的な事業、災難救護活動、血液事業、青少年赤十字、保健衛生事業など、人類の平和と幸福のために広く活動を続けています。

この日本赤十字社は、日本赤

十字社法に基づいて設立された特

殊公益法人で、社員や篤志の人た

ちによってなりたつています。

社員増強運動として、期間中に

世話人が各家庭におうかがいしま

すので、ご協力くださいますよ

うお願いします。

公害

古ビニール回収処理

最近、海岸地帯や川に大量の古ビニールなどの廃棄物が不法に投棄されています。この状態が続けば漁業操業に支障をきたすばかりでなく多くの人々が迷惑をこうむる結果となります。

昨年、福祉事務所では、南国市

の母子世帯実態調査を行ないまし

た。市の母子世帯は三百世帯余り、

そのうち百二十世帯を対象に調査

したものです。

それが

古ビニールなどは勝負

められた集積所に運搬し全量を出

ください。回収にあります。

農林園芸課(三)二二二

農業用古ビニール等処理対策推進協議会

古ビニールに区別し、二十结合起来に梱包したものを各農協の定

度に梱包したものを各農協の定

度に梱包したものを各農協の